様式第八十九（第百七十八条関係）

許可番号　指令　生衛薬　第６３３号

高度管理医療機器等　販売業
貸与業　許可証

氏名（法人にあっては、その名称）　株式会社キシヤ

営業所の名称　株式会社キシヤ　鹿児島支店

営業所の所在地　鹿児島市新栄町２０番２４号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第３９条第１項の規定により高度管理医療機器等の　販売業
貸与業　の許可を受けた者であることを証明する。

令和６年８月８日

鹿児島市保健所長　新小田　雄一　鹿児島市保健所長印

有効期間　令和３年５月１１日から
令和９年５月１０日まで

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この書面を受けた日の翌日から起算して３か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。